

クールシェアふくおか 2024 に関する Q&A

1 「クールシェアふくおか」とは？

「クールシェアふくおか」とは、気温が高くなる夏期に、涼しく過ごせる施設（クールシェアスポット）を市民に利用していただくことで、外出時の熱中症予防及び家庭などにおける省エネ促進を図る取り組みです。

この取り組みは、平成 24 年度から令和元年度まで行っており、令和元年度には複合商業施設や公民館など、300 箇所を対象施設として実施しました。

2 「クーリングシェルター」を指定する制度とは？

冷房設備を有する等の要件を満たす施設を「クーリングシェルター」として指定し、「熱中症特別警戒アラート[※]」発表時には、極端な高温時において暑さをしのぐ場所として一般に開放していただきます。なお、指定にあたっては、福岡市と施設管理者との間で協定を締結します。

※令和 6 年 4 月から施行される改正気候変動適応法においては、現行の「熱中症警戒アラート」より一段上の「熱中症特別警戒アラート」が新たに創設され、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されます。発表された際には、クーリングシェルターに指定された施設は、開放可能日時において、施設を開放しなければならないとされています。

3 クールシェアスポットとクーリングシェルターの違いは？

「クールシェアスポット」と「クーリングシェルター」は、どちらも暑さをしのぎ、涼しく快適に過ごすことができる施設という点では同じですが、「クーリングシェルター」は改正気候変動適応法で規定される施設で、必ず備えるべき最低限の基準が定められており、また熱中症特別警戒アラート発表時には開放義務が発生します。福岡市では、「クールシェアスポット」に登録いただいた施設のうち、施設要件を満たし、ご協力いただける施設について「クーリングシェルター」の指定を行います。

4 クーリングシェルターの施設要件について

設備、施設の規模要件は、以下の（1）～（3）となります。運営については、通常の開館日・開館時間に、既存スタッフの方の通常業務の範囲での対応で構いません。ただし、状況によっては、本市から提供する飲料水等の配布をお願いします。

（1） 適当な冷房設備を有すること

（2） 福岡県に熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、当該施設を開放することができること

（3） 市民の方の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること

施設の受け入れ可能人数に応じ、滞在することが可能な空間が確保されていれば、人数の基準などはありません。

例) 受け入れ可能人数が 10 人の場合、10 人が同時に滞在できるスペースを有していればよく、必ずしも専用の居室を設ける必要はありませんが、休憩のために利用可能な椅子やソファ等が備えてあることが望ましいです。

5 「クールシェアスポット登録」、「クーリングシェルター指定」にはどのようなメリットがあるのか？

市のホームページに登録施設名称、住所、来場特典の有無や PR 情報（施設概要や来場特典内容など）等を掲載させていただくほか、クールシェア・クーリングシェルターの取組みについては報道機関への投げ込みや市政だより、市のホームページなどで幅広く市民のみなさまへ広報し、施設の利用を呼びかける予定です。

6 冷房の設定温度は通常より低くしないといけないのか？

各施設の状況や天候に応じて、適切と思われる室温になるよう設定をお願いします。「クールシェアスポット」、「クーリングシェルター」として開設することになっても、必要以上に温度を下げる必要はありません。